

# 感染症対策を行いましょ

健康課総務係(あすてらす) ☎72-6666

1



令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染者が多数確認され、福岡県内でも感染者が報告されています。

市は、随時対策本部会議を開き、感染拡大防止策を講じるとともに市内で感染者が発生した場合などを想定して、状況の急変に備え、全庁で情報を共有しています。

過剰に心配することなく、感染予防対策に努めてください。

## これまでの対策本部会議で決定した方針

- ①市主催イベントなどの中止または延期
- ②市立小学校・中学校の臨時休校
- ③学童保育所の開所
- ④市立幼稚園・保育所の開園
- ⑤市内公共施設などの臨時休館
- ⑥市内公共施設などへの消毒液の設置
- ⑦市のホームページ・ツイッター・フェイスブックなどによる市民への情報提供

## 市民の皆さんは日常生活で以下のようなことに気をつけてください

- ・帰宅時や咳をした後、また口、鼻、目などを触る前に、流水と石けんで、必ず手を洗う
- ・咳やくしゃみが出る時は、ハンカチやティッシュ、マスクなどで口や鼻を覆うなど、咳エチケットの徹底(閉鎖空間で近距離で会話する場合などは、咳やくしゃみがなくても感染のリスクがあります)



## 相談窓口 小郡市にお住まいの人の相談窓口は下記のとおり

### ▶帰国者・接触者相談センター

平日午前8時30分～午後5時15分	夜間休日
県北筑後保健福祉環境事務所 ☎0946-22-9886 ㊟0946-24-9260	福岡県保健所 ☎092-471-0264(ファクス対応なし)

### ▶一般的なお問い合わせ 体調や症状に不安がある場合など

平日午前8時30分～午後5時15分	夜間休日
県がん感染症疾病対策課 ☎092-643-3288 ㊟092-643-3331	対応なし

### ▶外国人(がいこくじん)のみなさん 17のことばで24時間(じかん)電話(でんわ)相談(そうだん)できます

- ①福岡(ふくおか)アジア医療(いりょう)サポートセンター ☎092-286-9595
- ②ふくおかよかところコールセンター ☎092-687-6639

## 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報について

厚生労働省または福岡県庁ホームページをご覧ください(市ホームページからもご覧になれます)

市ホームページやツイッター、フェイスブックでは、イベント・事業の中止・延期情報もお知らせしています。(ホーム▶健康・福祉▶健康・医療▶新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ▶新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について)

## 令和2年度の就学援助申請を受け付けます

申問 教務課教務係(西別館3階) ☎72-2111、子どもが就学している市立小・中学校

市は、経済的理由で給食費や学用品費の支払いにお困りの市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けている人も、引き続き援助を希望する場合は、申請してください。

年度途中に認定した人は、認定された月以降からの月割り支給になります。

※令和2年度の小・中学校1年生で、2月に認定を受けた人は、再度申請する必要はありません。

ただし、認定を受けた1年生に兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹分の申請が別途必要です

### 対象世帯

- ・市民税が非課税の世帯
- ・国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- ・児童扶養手当の受給世帯
- ・そのほか経済的理由により生活が苦しい世帯

### 援助内容

給食費、学用品費、入学準備金、修学旅行費、医療費(学校保健安全法で定める疾病が対象)など

### 申請方法

就学援助申請書と委任状兼同意書に必要事項を明記し提出

※就学援助申請書と委任状兼同意書は、教務課教務係または子どもが就学している市立小・中学校で配布しています(3月中は小・中学校での配布は停止し、教務課でのみ配布します)

### 注意事項

- ・就学援助の認定をする際に、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告がされていないと認定することができません
- ・市外からの転入者は、転入時期によって、課税所得証明書など(収入、社会保険料、生命保険料、地震保険料、市民税額が記載された証明書)の提出が必要です

## 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧を行います

縦覧・閲覧場所 問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

令和2年度の固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧・閲覧を行います。平成31年(令和元年)中(平成31年1月2日～令和2年1月1日)に土地売買や地目変更、家屋の新增築、解体など固定資産に異動があった場合は、異動後の内容で課税台帳に登録されます。大切な財産の確認のため、ぜひご覧ください。

### 縦覧制度

納税者が、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧し、ほかの土地・家屋の価格と比較できる制度です。

期間 **4月1日**(水)～**4月30日**(木) ※土日祝日を除く

縦覧できる人 固定資産税の納税者またはその住民票上同一世帯の人、代理人、相続代表者を含む納税管理人

手数料 無料

### 閲覧制度

納税義務者が、本人の「固定資産課税台帳」に記載された内容を確認できる制度です。なお、借地・借家人なども、関係する固定資産の課税内容を確認できます。※土日祝日を除く

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者またはその住民票上同一世帯の人、代理人、借地(家)権者または使用収益権者など

手数料 縦覧期間中は無料(借地(家)権者または使用収益権者などは有料)

### 持参物(縦覧・閲覧共通)

①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、その他官公庁が発行した顔写真付の証明書など)

②委任状(代理人の場合)

※借地・借家人が閲覧する場合は、賃貸借契約書が必要です

## 軽自動車やバイクの申告は忘れなく！

☎税務課市民税係(本館1階) ☎72-2111

4

軽自動車などの使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡した場合は、下記の手続先で申告する必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も申告が必要です。

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更などがある場合は直ちに申告してください。手続の詳細や必要書類などは、手続先にお問い合わせください。

※昨年10月1日から軽自動車税の制度が改正され、従来の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称変更しました

### 原動機付自転車・二輪車など

車種区分(種類、排気量など)		年税額	手続・問合せ先
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	2,000円	税務課市民税係 ☎72-2111
	50cc超~90cc以下または0.6kw超~0.8kw以下	2,000円	
	90cc超~125cc以下または0.8kw超~1.0kw以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081
	その他	5,900円	
二輪の軽自動車	125cc超~250cc以下	3,600円	久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	

### 三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分		年税額			
		最初の新規検査年月(※)			
		①平成19年3月以前 (重課税率)	②平成19年4月以降 27年3月以前	③平成27年4月以降	
軽自動車	三輪	4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上 乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	四輪以上 貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円
手続・問合せ先		軽自動車検査協会久留米支所 ☎050-3816-1752			

(※)最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です

(※)電気軽自動車・天然ガス軽自動車は、①の重課税率の適用はありません



## 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(税率の軽減)について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに、最初の検査を受けた(初めて車両番号の指定を受けた)三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能がある車両は、その基準に応じて検査を受けた日の属する年度の翌年度に限り、軽自動車税(種別割)が軽減されます。

### 軽減税率の対象車両・税率

- ①おおむね75%軽減…電気自動車・天然ガス軽自動車  
(平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス10%低減達成)
  - ②おおむね50%軽減…乗用：令和2年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良い乗用車  
貨物：平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い貨物車
  - ③おおむね25%軽減…乗用：令和2年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い乗用車  
貨物：平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い貨物車
- ※②、③の対象は、平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料とするもの)に限ります  
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています

車種区分(種類、排気量など)			標準税額 (年税額)	軽減後の税額(年税額)			
				①	②	③	
軽自動車	三輪(660cc以下のもの)		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪 (660cc以下のもの)	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

## 成人男性・高齢者の皆さん、 対象の予防接種はお済みですか

健康課健康推進係 ☎72-6666

### 成人男性への風しん抗体検査・風しん予防接種

クーポン券利用により、無料で風しん抗体検査や予防接種が受けられます。風しん抗体検査を行い、風しんの抗体がない場合は予防接種を受けましょう。

**対象者** 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

#### クーポン券送付時期

- ①昭和47年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性…昨年5月に送付(令和3年3月31日まで有効)
- ②昭和41年4月2日～昭和47年4月1日に生まれた男性…4月に送付予定
- ③昭和37年4月2日～昭和41年4月1日に生まれた男性…令和3年度に送付予定

※希望者には送付時期以外でもクーポン券を送付します。健康課へご連絡ください

### 高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

令和元年度対象者の接種期間は、令和2年3月31日(火)までです。昨年の5月に対象者へ案内を送付していますので、希望する人は接種をお願いします。次年度(令和2年度)の対象者は、4月に案内を発送予定です。

**対象者** 3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる人

※高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象にはなりません

※60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器の病気の人、ヒト免疫不全ウイルスによる病気がある人(厚生労働省の基準を満たす身体障害者手帳の内部疾患1級程度の人)は対象になる場合があるため、ご相談ください

# 狂犬病の予防注射を受けましょう

☎生活環境課環境係 ☎72-2111

6

狂犬病は、人や犬などの動物に感染し、一度発症するとほぼ100%死亡してしまう恐ろしい病気です。感染を予防するため、飼い犬には予防注射を受けさせましょう。

登録犬の飼い主へは、3月末までに案内はがきを送付します。はがき表面の問診票に記入し、持参してください。また、未登録犬の場合は、直接会場へお越しください。

## 狂犬病予防集団注射日程表

月 日	時 間	注 射 会 場
4月7日(火)	10:25~10:50	緑の里くろつち会館(立石校区コミュニティセンター)
	11:05~11:30	松崎稲荷神社(三井高校前)
	13:20~13:50	ポピーの里あじさか館(味坂校区コミュニティセンター)
	14:10~14:40	福童公園
4月8日(水)	10:20~10:45	ひまわり館東野(東野校区コミュニティセンター)
	11:00~11:30	大原きぼうの森館(大原校区コミュニティセンター)
	13:20~13:45	稲穂の里みはら館(御原校区コミュニティセンター)
	14:00~14:25	たなばた地域運動広場
4月9日(木)	10:00~10:30	三国が丘公民館
	10:45~11:30	ふれあい館三国(三国校区コミュニティセンター)
	13:20~14:05	希みが丘公民館
	14:20~14:50	美鈴が丘公民館
5月14日(木)	14:30~15:20	小坂井ふれあい公園(七夕通りマクドナルド西)

お出かけ前に、開催有無をご確認ください



**対象** 生後91日以上全ての飼い犬  
(毎年1回の注射が義務付けられています)

**料金** 登録済みの犬 3,150円(注射料のみ)  
未登録の犬 6,150円(登録料+注射料)

### 注意事項

- お住まいの地域に関わらず、市内すべての会場で受けられます
- 会場へは、犬を抑止できる大人の飼い主が連れてきてください。飼い主による犬の抑止が十分にできない場合は、集体会場での接種を行わずに、動物病院での接種をお願いすることがあります。また、犬を確実に抑止するために、首輪を首から抜けないように締め、リードを装着し会場へ連れてきてください
- 犬の体調がすぐれない場合や妊娠中の場合は、注射を打てません
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止や延期する場合は、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターでお知らせします。お出かけ前にご確認ください

### 動物病院でも受けられます

右表の動物病院でも、犬の登録(鑑札の交付)と、狂犬病予防注射(注射済票の交付)を受けられます。

登録犬の飼い主は、集団注射の案内はがきを持参してください。

★犬が高齢の場合や、体調に不安がある場合は、動物病院での接種をお勧めします

動物病院名	住 所	電 話
小郡じっへる犬猫病院	小郡市小郡278-10	72-2553
きのした動物病院	小郡市三国が丘四丁目78	75-0990
藤野動物病院	小郡市祇園二丁目2-1	72-8170
みくにの動物病院	小郡市三沢2438-6	75-1512
池田動物診療所	朝倉郡筑前町原地蔵1897-1	0946-21-3281
ケントペットクリニック	久留米市宮ノ陣四丁目3-5	46-6600
カシア動物病院	筑紫野市美しが丘北一丁目11-4	092-926-8606
さんすい動物病院	筑紫野市美しが丘北一丁目1-1	092-926-8671
かねこ動物病院	筑紫野市美しが丘北四丁目1-4	092-926-9115